

区政と議会のホッペを報告！

せたがや $\frac{1+2}{52}$

〒157-0063 粕谷 3-15-3 (TEL&FAX 3307-1179) ↑ 52 は議員定数、1 は私、+2 は会派メンバー。

http://www.t3.rim.or.jp/~110ban/

せたがや政策会議

区議会議員 **おおば正明**

第 43 号 2009 年 7 月



世田谷区議会

選管委員等の報酬の調査を
区長に求める決議文を巡って

自・公完敗？ 6月11日 28対23 という想定外の結果

選挙管理委員は議員の選挙で選ばれる

選挙管理委員の報酬

委員長	月額	294,000円
委員長職務代理者	月額	255,000円
委員	月額	244,000円

世田谷区の選挙管理委員

- ・平山八郎 (元自民党区議) 13 票
- ・小口義晴 (元公明党区議) 11 票
- ・高橋 忍 (元民主党区議) 10 票
- ・笹尾 淑 (元共産党区議) 10 票

3月27日の本会議で選出された選挙管理委員。右の数字は得票数。明らかに会派数を超えた票の移動が認められる。

●7月12日の都議選、そして衆院選挙も間近に控えて、選挙管理委員会が忙しくなります (もちろん忙しいのは選挙管理委員会の職員です) ●ところで区民の皆さん

は4名の選挙管理委員がどうやって選ばれるかご存じでしょうか ●実は区議会の選挙で選ばれるのです ●しかもいつも選ばれるのは区議 OB。そして報酬は前号でもお伝えした通り月3回の会議で24万から29万円 (1回あたり1時間前後で、その他に選挙の啓発キャンペーンに参加等もありますが)

先輩を後輩議員が選管委員にするシステム

●地方自治法では選管委員の報酬は日額が基本です。にもかかわらず、ほとんどの自治体で月額報酬に改められ、“OB議員の指定席”となっているのです。

試練の改正案を提出

●そこで、この旧弊を打ち破るべく、月額にしている選挙管理委員の報酬の改正案を作りました ●実は、ここからが試練続きなのですが、議員提出議案には5名の署名が必要なのです ●「せたがや政策会議」は3名で、あと2名足りません ●結果として同じ考えを持つ「無党派市民」と民主党の改革派議員の5名の署名があり、計8名の提出者となる改正案を議会に出しました。

民主党の改革派議員とは

●通常、議案の賛否から提案者になることも含めて、議会では会派という単位で行われ

れますが今回の場合、民主党会派では相当もめたようです ●どうも民主党会派内で、自民党との関係を尊重する“穏健派”と、自民党文化を否定する“改革派”の対立がこの議案を通して決定的になったようです ●“穏健派”の考えは自民党がウンと言わなければ何も通らないと思ひこんでいる議員です (当選2回議員が中心) ●それに対して“改革派”は自分たちが議員になったのは今のままではいけないという主張が有権者に受け入れられたと信じている議員 (当選1回) ●結局、民主党員として会派を割るには至りませんでした、 “穏健派”は改正案に対して本会議場を退席するという手段を選びました。

世田谷区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例提出議員の8名

- 田中優子 ●小泉たま子 ●大庭正明 (せたがや政策会議)
- 木下泰之 (無党派市民)
- 風間ゆたか ●重政はるゆき ●上杉裕之 ●中村公太郎 (民主党・無所属連合)

3月議会で議案は否決に

●提案の時期がギリギリということもあって、3月議会最終日は終了時間が6時間も延びるという異例の事態を迎え、選管委員の報酬を日額に改正する条例案は賛成11、反対36、退席4で否決されました ●尚、議案提出以外の賛成は区民の会、レインボー世田谷、そして中塚さちよ議員の3名の方々でした ●反対36といっても、共産、生ネ、社民のスタンスと自民、公明のスタンスでは随分と開きがありました ●詳しく言えば、前者はもっと審議時間が欲しいということでした。後者はそんな改正は行政がやるべきだということでした。

過半数は26



ホッペはみんなおかしいと思っている

●選挙のない時期に選管委員の仕事はほとんど限られています。実際には“季節労働者”なのです。故に自民党議員も含めておかしいと思っているのです。

6月議会で再提出

●3月議会で、結果として否決されたものの、各会派の真摯な意見を参考に民主の改革派議員と6月議会への対応を探りました ●再提出にあたっては3月議会での賛成11、反対36という状況を変えるという事に焦点をあてることで一致 ●そのためには「決議」という議会としての意思をあらわす手段ということになりました ●実際、議案にすると選管委員の報酬をいくらにするかという部分で紛糾することは3月議会で体験済みなので ●「決議」は区長に (これまで為されてこなかった) 選管委員等の報酬について初めて実態調査するように求める内容です (実はこれまで、区長の給料や議員報酬がこれくらいだから選管委員もこのぐらいという形で決められていた) ●最終案では、自民も公明も賛成できる内容に修正して全会一致を目指したのですが、結果は反対でした。

自・公はなぜ反対したか

●一説では交渉の持って行きかたが最後だったので腹を立てた (第一党のプライドを傷つけた?) などという説もありますが、そうではありません ●3月からの考え方を聞いていると、どうもこの件に関して自・公とは行政に対するスタンスが違うのではないかと感じました ●要するに“中央集権志向体質”を感じたのです ●地方自治体の目的は地方分権です。と同時に地方分権とは「自分たちで考える」、ということでもあります (一方中央集権的とは、地方では考えないで中央の指示に従えば万事うまく行くという思想) ●お上意識というのか、行政には逆らわない、そういう意識が根底にあるのではないのでしょうか (このあたり、民主党の“穏健派”が自民党に注ぐ眼差しとそっくりです。つまり行政がウンと言わなければ何も通らない、という) ●恐らく、国政での政権党と行政との関係 (政権党が行政の長・大臣に就く) が地方議会での下敷きになっているのでしょうか ●しかし国政と地方自治体では制度が全く違います。議会と行政は完全に独立していて、そこにあるのは緊張感のある競合関係なのです。

あとがき その1

●選管委員の報酬改正条例案提出 (3月) から決議案可決 (6月) に至る議会での活動は、今年前半の区議会の動きを示しております ●なお裏面に選挙管理委員の問題点について前号の記事を再掲しております ●今回は新聞で触れない、世田谷区議会の生々しい動きをお伝えしました ●地方自治は二元代表制です。地方議会の仕事は区長の誤りを見つけて正す、肝心な時にノーを突きつける、足りないものを補完する、そういう役割があると考えております。